

# 自治会法人松葉町自治会自主防災隊規定

## (目的)

第1条 この規定は、自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)が自主的な防活動を行う上での必要な事項を定め、もって大規模地震、火災等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この自主防災組織の名称は、自治会法人松葉町自治会自主防災隊(以下「防災隊」という。)と称する。

## (事業)

第3条 防災隊は、相模原市地域防災計画における「自分たちのまちは自分たちで守るを基本的な理念として、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災における地域情報の把握及び防災知識の普及に関すること。
- (2) 大規模災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、その他防災活動上、必要な事項に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備保管に関すること。
- (5) 災害弱者の支援に関すること。
- (6) その他本規定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (活動の対象)

第4条 防災隊の活動の対象は、自治会会員(以下「隊員」という。)及び自治会区域内居住する者等とする。

2 隣接する自治会との防災対策については、当該自治会と協議し、共同して自主防災活動に当たることができるよう努めるものとする。

## (役員)

第5条 防災隊は、隊員をもって構成し、次のとおり防災隊の運営に必要な役員を置く。

- (1) 隊長
- (2) 本部担当副隊長
- (3) 組担当副隊長
- (4) 情報連絡班長
- (5) 初期消火班長
- (6) 救出・救護班長
- (7) 避難誘導班長
- (8) 避難所運営班長
- (9) 給食・給水班長

- (10) 災害弱者支援班長
- (11) 各班班長
- 2 各班班長は、班内の組の協議により決定する。
- 3 防災隊の運営及び活動のために、前項の役員のほか、民生委員及び関係団体等の協力を仰ぐものとする。
- 4 第1項による防災隊組織図は、別表のとおりとする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、防災隊を総括し、自治体機関、光が丘地区連合自主防災隊との連絡調整、大規模災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 本部担当副隊長は、隊長を補佐し、又は隊長が事故等により欠けるときは、その任務を代行し、防災隊本部の組織運営、本部班活動の指揮等を行う。
- (3) 組担当副隊長は、隊長を補佐し、各班班長を指揮して各組の被災状況の把握に努め、本部担当の班長の応援を要請する。
- (4) 情報連絡班長は、被害情報等を収集し、防災隊及び光が丘地区連合自主防災に連絡をとるとともに、正しい情報を隊長に伝達する。
- (5) 初期消火班長は、各班班長等と連携し、安全を確保しつつ初期消火活動を行い火災の拡大を防御する。
- (6) 救出・救護班長は、周囲の人の協力を求め、負傷者の救出・救護活動を行う。
- (7) 避難誘導班長は、隊員が安全に避難できるよう、避難誘導を行う。
- (8) 避難所運営班長は、施設管理者及び自治体関係機関と協力し合い、避難所運営本部を設置し、避難所の自主運営を行う。
- (9) 給食・給水班長は、避難所の避難者及び避難所周辺住民に対し、給食・給水のルールに則して、秩序ある給食・給水を行う。
- (10) 災害弱者支援班長は、民生委員、関係団体、自治体関係機関等と協力し、災害弱者の安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援活動を行う。
- (11) 各班班長は、班内の組長などと連携を取り、班内における初期消火、避難誘導、安否確認、情報収集などに努める。

(一時避難場所)

第7条 自治会一時避難場所は陽光台小学校とする。

(災害対策本部)

第8条 次の場合には、松葉町内に松葉町災害対策本部を設置する。

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 大規模災害発生時において、隊長が必要と判断したとき。

(防災会議)

第9条 防災隊の事業を円滑に進めること、役員の任務の周知を図ること等のため、防災会議を設置する。

2 防災会議は、隊長がこれを招集する。

(防災訓練)

第10条 防災意識の高揚及び技術の習得を目的とし、年1回以上の防災訓練を実施する。

(会計)

第11条 防災隊の運営に係る経費は、自治会一般会計から支出する。

2 防災隊の運営に伴う収入は、自治会一般会計に入金する。

(委任)

第12条 この規程の運営上、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 従前の「松葉町自治会自主防災隊組織図」は、廃止する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

<別表>

自治会法人 松葉町自治会自主防災隊組織図

